

差 押 債 権 目 録

金円

債務者が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び役員としての賞与から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額にして、頭書金額に満つるまで。

上記により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして、上記と合計して頭書金額に満つるまで。